

検査検定、資格認定等に係る
利用者の負担軽減に関する調査

結 果 報 告 書

平成 23 年 10 月

総務省行政評価局

前 書 き

検査検定制度及び資格制度は、国民の生命、身体及び財産の保護等のため設けられているものであり、国民に対し、検査への対応や資格取得のための受検料、受講料などの負担を求めている。

これら制度については、その多くの場合において、特例民法法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人（以下、これらを総称して「公益法人」という。（注））が、検査、試験、講習等の事業の実施主体として関与している。これらの対価を伴う事業については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について（平成 8 年 9 月 20 日閣議決定）等において、対価の引下げ等により収入と支出の均衡を図り、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないようにする等の所管府省による指導監督の基準が示されている。

また、平成 22 年 5 月に実施された行政刷新会議の事業仕分けにおいて、検査、試験、講習等が対象とされ、手数料等の引下げ等、国民の負担軽減に資する取組を求める評価結果が出されており、各府省が自ら事業の効果を点検する行政事業レビューにおいても、手数料等の額の見直しが行われている。

なお、これら制度の利用者の金銭的・手続的な負担の実態は必ずしも明らかになっていない。

こうした状況を踏まえ、今後も引き続き、各府省が個々の検査検定制度及び資格制度について、利用者の立場に立った見直しを徹底することが重要である。

さらに、今般の東日本大震災により、日本全体の経済活動に甚大な被害が及んでいる中においては、国民負担を軽減する配慮が一層求められるものと考えられる。

この調査は、検査検定制度及び資格制度の全体像を明らかにするとともに、利用者の負担を軽減する観点から、検査、試験、講習等の実施主体として多くの制度に関与している公益法人が行う事業を中心に調査し、手数料等の適正化、会計処理の適正化、申請手続の負担軽減等について、その推進を図るために実施したものである。

（注） 「特例民法法人」とは、公益法人制度改革による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条に基づき設立された社団法人及び財団法人のうち、平成 25 年 11 月末までに、新たに創設された公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人のいずれかに移行（移行申請）又は解散するまで存続する法人をいう。

「一般社団法人」及び「一般財団法人」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に基づいて設立された法人をいう。

「公益社団法人」及び「公益財団法人」とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）に基づき行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）の認定を受けて公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人をいう。

目 次

| | | |
|----|-----------------|-----|
| 第1 | 調査の目的等 | 1 |
| 第2 | 調査結果 | |
| I | 検査検定制度及び資格制度の概要 | 2 |
| 1 | 検査検定制度の概要 | 2 |
| 2 | 資格制度の概要 | 4 |
| II | 調査結果に基づく勧告 | 24 |
| 1 | 手数料等の適正化の推進 | 24 |
| 2 | 会計処理の適正化の推進 | 111 |
| 3 | 申請手続の負担軽減等の推進 | 139 |
| 4 | 指導監督の徹底 | 201 |

図 表 目 次

I 検査検定制度及び資格制度の概要

1 検査検定制度の概要

(1) 検査検定制度数等

表 I-1-(1)-a 所管府省別の検査検定制度数（平成 22 年度 7 月 1 日現在）…………… 10

表 I-1-(1)-b 検査検定制度の創設時期…………… 10

表 I-1-(1)-c 検査検定制度の新設・廃止状況（平成 12 年 4 月以降）…………… 11

(2) 検査検定の有効期間、実施主体等

表 I-1-(2)-a 検査検定の有効期間の設定状況…………… 11

表 I-1-(2)-b 検査検定の実施主体…………… 12

表 I-1-(2)-c 受検料の設定状況…………… 12

表 I-1-(2)-d 受検料の設定根拠…………… 13

表 I-1-(2)-e 検査検定の実施件数（平成 21 年度）…………… 13

2 資格制度の概要

(1) 資格制度数等

表 I-2-(1)-a-① 所管府省別の資格制度数（平成 22 年 7 月 1 日現在）…………… 14

表 I-2-(1)-a-② 所管府省別の資格制度数（性格別）…………… 14

表 I-2-(1)-b 資格制度の創設時期…………… 15

表 I-2-(1)-c 資格制度の新設・廃止状況（平成 12 年 10 月以降）…………… 16

(2) 資格の取得方法、有効期間等

表 I-2-(2)-a 資格の取得方法…………… 17

表 I-2-(2)-b 資格制度の有効期間の設定状況…………… 18

表 I-2-(2)-c 資格試験等の実施主体…………… 19

表 I-2-(2)-d-① 受験料の設定状況…………… 20

表 I-2-(2)-d-② 受講料の設定状況…………… 20

表 I-2-(2)-d-③ 登録料の設定状況…………… 21

表 I-2-(2)-e 受験料等の設定根拠…………… 22

表 I-2-(2)-f-① 資格者総数（平成 21 年度末現在）…………… 23

表 I-2-(2)-f-② 新規取得者数（平成 21 年度）…………… 23

II 調査結果に基づく勧告

1 手数料等の適正化の推進

表 II-1-① 公益法人の指導監督に係る関係規定…………… 32

表 II-1-② 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画
（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）＜抜粋＞…………… 34

表 II-1-③ 特別の法律により設立される民間法人及び特別の法律により設立される法人の
指導・監督に係る関係規定…………… 35

| | |
|---|----|
| (1) 手数料等の引き下げ等を求める国民からの意見要望 | |
| 表Ⅱ-1-(1)-① 手数料等の引き下げ等を求める国民からの意見 | 36 |
| (2) 手数料等の設定・見直し状況等及び積算根拠の公開状況 | |
| 表Ⅱ-1-(2)-ア-(ア)-① 所管府省が公開している積算根拠の例（文部科学省：技術士） | 37 |
| 表Ⅱ-1-(2)-ア-(ア)-② 調査対象法人における検査検定制度に係る手数料等の積算根拠の内容 | 38 |
| 表Ⅱ-1-(2)-ア-(ア)-③ 調査対象法人における資格制度に係る手数料等の積算根拠の内容 | 40 |
| 表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-①-a 収入超過により剰余金が発生したことから、受験料を引き下げるもの【推奨】 | 44 |
| 表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-①-b 収入超過により剰余金が発生したことから、検定料を引き下げるもの【推奨】 | 45 |
| 表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-②-a 講習の一部の受講が免除される者について、受講料を割り引いているもの【推奨】 | 46 |
| 表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-②-b 講習の一部の受講が免除される者について、受講料を割り引いているもの【推奨】 | 47 |
| 表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-③ 講習で使用するテキストをインターネットに掲載し、受講者に無償で提供しているもの【推奨】 | 48 |
| 表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-④-a 認定料の設定において、不適切な積算を行っているもの | 49 |
| 表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-④-b 認定料の設定において、不適切な積算を行っているもの | 50 |
| 表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-④-c 受講料の積算において、精査が必要なもの | 52 |
| 表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-④-d 受講料の設定において、不適切な積算を行っているもの | 54 |
| 表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑤-a 検定料収入の超過により相当額の剰余金が発生しているにもかかわらず、検定料の額を据え置いているもの | 55 |
| 表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑤-b 受講料収入の超過により相当額の剰余金が発生しているにもかかわらず、受講料の額を据え置いているもの | 56 |
| 表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑤-c 受験料収入の超過により相当額の剰余金が発生しているにもかかわらず、受験料の額を据え置いているもの | 57 |
| 表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑤-d 受講料収入の超過により相当額の剰余金が発生しているにもかかわらず、受講料の額を据え置いているもの | 58 |
| 表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑤-e 登録料等収入の超過により相当額の剰余金が発生しているにもかかわらず、登録料等の額を据え置いているもの | 59 |
| 表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑥ 講習の実施に係る経費が削減されているものについて、今後の収支を勘案し、手数料の見直しを検討する必要があるもの | 60 |
| 表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑦-a 明確な積算根拠に基づかず、正会員と非会員等の受講料に差を設けているもの | 61 |
| 表Ⅱ-1-(2)-ア-(イ)-⑦-b 明確な積算根拠に基づかず、正会員と非会員の受講料に差を設けているもの | 62 |

| | | |
|--------------------|---|----|
| 表Ⅱ－１－(２)－ア－(イ)－⑧－a | 試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの | 63 |
| 表Ⅱ－１－(２)－ア－(イ)－⑧－b | 試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの | 65 |
| 表Ⅱ－１－(２)－ア－(イ)－⑧－c | 試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの | 66 |
| 表Ⅱ－１－(２)－ア－(イ)－⑧－d | 試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの | 67 |
| 表Ⅱ－１－(２)－ア－(イ)－⑧－e | 試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの | 68 |
| 表Ⅱ－１－(２)－ア－(イ)－⑧－f | 試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの | 69 |
| 表Ⅱ－１－(２)－ア－(イ)－⑧－g | 試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの | 71 |
| 表Ⅱ－１－(２)－ア－(イ)－⑧－h | 試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの | 72 |
| 表Ⅱ－１－(２)－ア－(イ)－⑧－i | 試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの | 74 |
| 表Ⅱ－１－(２)－ア－(イ)－⑧－j | 試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの | 75 |
| 表Ⅱ－１－(２)－ア－(イ)－⑧－k | 試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの | 76 |
| 表Ⅱ－１－(２)－ア－(イ)－⑧－l | 試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの | 77 |
| 表Ⅱ－１－(２)－ア－(イ)－⑧－m | 試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの | 78 |
| 表Ⅱ－１－(２)－ア－(イ)－⑧－n | 試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの | 79 |
| 表Ⅱ－１－(２)－ア－(イ)－⑧－o | 試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの | 80 |
| 表Ⅱ－１－(２)－ア－(イ)－⑧－p | 試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの | 81 |
| 表Ⅱ－１－(２)－ア－(イ)－⑧－q | 試験の全部又は一部が免除されているにもかかわらず、受験料を割り引いていないもの | 82 |
| 表Ⅱ－１－(２)－ア－(イ)－⑨－a | 審査業務の省略化に応じ、手数料を割り引く 余地があるもの | 83 |
| 表Ⅱ－１－(２)－ア－(イ)－⑨－b | 審査業務の省略化に応じ、手数料を割り引く 余地があるもの | 84 |
| 表Ⅱ－１－(２)－ア－(イ)－⑨－c | 審査業務の省略化に応じ、手数料を割り引く 余地があるもの | 85 |

| | | |
|--------------------|--|-----|
| 表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑩－a | インターネットなどから入手することができる情報を掲載したテキストの代金を含む受講料を徴収しているもの | 86 |
| 表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑩－b | インターネットなどから入手することができる情報を掲載したテキストの代金を含む受講料を徴収しているもの | 87 |
| 表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑩－c | インターネットなどから入手することができる情報を掲載したテキストの代金を含む受講料を徴収しているもの | 88 |
| 表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑩－d | インターネットなどから入手することができる情報を掲載したテキストの代金を含む受講料を徴収しているもの | 89 |
| 表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑪ | 必ずしも購入する必要のないテキストの代金を含む受講料を徴収しているもの | 90 |
| 表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑫ | 高額なテキストの代金を含む受講料を徴収しているもの | 91 |
| 表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑬－a | 講習で使用するテキストの価格を表示していないことから、価格の妥当性を検証できないもの等 | 92 |
| 表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑬－b | テキストの価格の表示状況等 | 93 |
| 表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑭－a | 手数料が業務量に見合ったものとなっているかを検証する必要のあるもの | 95 |
| 表Ⅱ－１－(2)－ア－(イ)－⑭－b | 資格別の登録事項数一覧 | 99 |
| 表Ⅱ－１－(2)－イ－① | 所管府省における委託等事業に係る手数料等の積算根拠の公開状況（検査検定） | 100 |
| 表Ⅱ－１－(2)－イ－② | 所管府省における委託等事業に係る手数料等の積算根拠の公開状況（資格） | 101 |
| 表Ⅱ－１－(2)－イ－③ | 所管府省における推薦等事業に係る手数料等の積算根拠の公開状況（検査検定） | 102 |
| 表Ⅱ－１－(2)－イ－④ | 所管府省における推薦等事業に係る手数料等の積算根拠の公開状況（資格） | 103 |
| 表Ⅱ－１－(2)－イ－⑤ | 公益法人における検査検定制度に係る手数料等の積算根拠の公開状況 | 106 |
| 表Ⅱ－１－(2)－イ－⑥ | 公益法人における資格制度に係る手数料等の積算根拠の公開状況 | 108 |

2 会計処理の適正化の推進

| | | |
|--------|---------------------------|-----|
| 表Ⅱ－２－① | 公益法人における会計に関する規程等 | 115 |
| 表Ⅱ－２－② | 公益法人改革に向けた取組 | 118 |
| (1) | 区分経理の実施状況等 | |
| 表Ⅱ－２－③ | 区分経理の実施状況（検査検定制度） | 119 |
| 表Ⅱ－２－④ | 区分経理の実施状況（資格制度） | 121 |
| (2) | 事業の収支等の公開状況 | |
| 表Ⅱ－２－⑤ | 財務諸表及び支出明細書等の公開状況（検査検定制度） | 124 |
| 表Ⅱ－２－⑥ | 財務諸表及び支出明細書等の公開状況（資格制度） | 126 |
| (3) | 引当資産の積立状況等 | |
| 表Ⅱ－２－⑦ | 内部留保率と引当資産等の関係 | 130 |

| | |
|--|-----|
| 表Ⅱ－２－⑧ 公益法人における内部留保率の状況 | 131 |
| 表Ⅱ－２－⑨ 使途が明瞭ではない引当資産等の積立状況 | 135 |
| 表Ⅱ－２－⑩ 公益事業の剰余金を引当資産として積み立てているが、その使途が明瞭になっていないもの | 136 |
| 表Ⅱ－２－⑪ 公益事業の剰余金を引当資産として積み立てているが、その使途が明瞭になっていないもの | 138 |

3 申請手続の負担軽減等の推進

| | |
|--|-----|
| 表Ⅱ－３－① 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」（平成８年９月２０日閣議決定）＜抜粋＞ | 145 |
| 表Ⅱ－３－② 公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成１４年３月２９日閣議決定）＜抜粋＞ | 146 |
| 表Ⅱ－３－③ 政府関連公益法人の徹底的な見直しについて（平成２１年１２月２５日閣議決定）＜抜粋＞ | 147 |
| 表Ⅱ－３－④ 申請負担軽減対策（平成９年２月１０日閣議決定）＜抜粋＞ | 148 |

(1) 申請手続の負担軽減

| | |
|---|-----|
| 表Ⅱ－３－(1)－ア 申請手続の負担軽減を求める国民からの意見 | 149 |
| 表Ⅱ－３－(1)－イ－① 申請書等をインターネットで公開し、無償で配布しているもの【推奨】 | 150 |
| 表Ⅱ－３－(1)－イ－② 受験資格の確認を簡素化し関連書類の一部の提出を求めているもの【推奨】 | 151 |
| 表Ⅱ－３－(1)－イ－③－a 一度提出させた書類と同一のものを再度提出させているもの | 152 |
| 表Ⅱ－３－(1)－イ－③－b 一度提出させた書類と同一のものを再度提出させているもの | 153 |
| 表Ⅱ－３－(1)－イ－③－c 一度提出させた書類と同一のものを再度提出させているもの | 154 |
| 表Ⅱ－３－(1)－イ－④－a－(a) 中学校卒業以上の学歴を証明する書類の提出を求めているもの | 156 |
| 表Ⅱ－３－(1)－イ－④－a－(b) 中学校卒業以上の学歴を証明する書類の提出を求めているもの | 157 |
| 表Ⅱ－３－(1)－イ－④－a－(c) 確認する必要性の乏しい書類を提出させているもの | 158 |
| 表Ⅱ－３－(1)－イ－④－b－(a) 申請書に学歴や勤務先などの事項を記載させているにもかかわらず、別途同様の内容を記載した履歴書を提出させているもの | 159 |
| 表Ⅱ－３－(1)－イ－④－b－(b) 申請書に学歴や勤務先などの事項を記載させているにもかかわらず、別途同様の内容を記載した履歴書を提出させているもの | 160 |
| 表Ⅱ－３－(1)－イ－④－b－(c) 申請書に学歴や勤務先などの事項を記載させているにもかかわらず、別途同様の内容を記載した履歴書を提出させているもの | 161 |
| 表Ⅱ－３－(1)－イ－⑤－a 申請書等をホームページに掲載し、無償で入手できるようにする余地があるもの | 162 |

| | | |
|------------------|--|-----|
| 表Ⅱ－３－(1)－イ－⑤－b | 申請書等をホームページに掲載し、無償で入手できるようにする 余地があるもの | 163 |
| 表Ⅱ－３－(1)－イ－⑥－a | 申請書等の配布、受付を窓口のみに限定し、かつ受付期間を短く 設定しているもの | 164 |
| 表Ⅱ－３－(1)－イ－⑥－b | 申請書等の配布、受付を窓口のみに限定しているもの | 165 |
| 表Ⅱ－３－(1)－イ－⑦ | 法令に規定がなく、免許要件とはなっていない事項を確認する書類を 提出させているもの | 166 |
| 表Ⅱ－３－(1)－イ－⑧ | 本人確認等のために戸籍謄本等を提出させているが、住民票の写しの 提出等で代替する余地があるもの | 167 |
| 表Ⅱ－３－(1)－イ－⑨－a | 提出する書類について過剰な部数を求めているもの | 168 |
| 表Ⅱ－３－(1)－イ－⑨－b | 提出する書類について過剰な部数を求めているもの | 169 |
| 表Ⅱ－３－(1)－イ－⑨－c | 提出する書類について過剰な部数を求めているもの | 169 |
| (2) 資格取得要件の緩和等 | | |
| 表Ⅱ－３－(2)－①－a | 義務教育制度により、ほとんどの者が中学校を卒業しているにもかか わらず、資格の取得要件として、中学校卒業以上の学歴という不要な要 件を求めているもの | 171 |
| 表Ⅱ－３－(2)－①－b | 義務教育制度により、ほとんどの者が中学校を卒業しているにもかか わらず、資格の取得要件として、中学校卒業以上の学歴という不要な要 件を求めているもの | 172 |
| 表Ⅱ－３－(2)－②－i) | 資格取得後における関連技術の進展や法制度の変更等に係る知識の 習得は、本来、資格者本人が自主的に行うべきものであるところ、資 格取得後の一定期間ごとに、これら知識の習得を目的とした講習の受 講を義務付けているなどその在り方について見直す必要があると考 えられるもの | 173 |
| 表Ⅱ－３－(2)－②－ii)－a | 資格者として業務を行うに当たり必要な基本的知識として、資格 取得時の講習で修了することとされているにもかかわらず、資格更 新のために毎年、これと同内容の講習の受講を義務付けているなど 必要性の乏しい講習を実施しているもの | 175 |
| 表Ⅱ－３－(2)－②－ii)－b | 資格者として業務を行うに当たり必要な基本的知識として、資格 取得時の講習で修了することとされているにもかかわらず、資格更 新のために毎年、これと同内容の講習の受講を義務付けているなど 必要性の乏しい講習を実施しているもの | 176 |
| 表Ⅱ－３－(2)－③－a | 関連する他の資格を取得する際に既に修得した科目と共通する科目の 免除を行っていないもの | 177 |
| 表Ⅱ－３－(2)－③－b | 関連する他の資格を取得する際に既に修得した科目と共通する科目の 免除を行っていないもの | 180 |
| 表Ⅱ－３－(2)－④ | 資格者名簿への登録が任意とされているにもかかわらず、競争契約の参加 資格の審査において、名簿に登録されている資格者のみ加点され、未登録者 が不利益を受ける仕組みとなっているもの | 182 |

| | | |
|--------------|---|-----|
| 表Ⅱ－３－(2)－⑤ | 法令上、試験合格又は講習修了後、免状の交付を受けることにより取得する資格について、別途、都道府県等が条例に基づき、当該免状に加え、これと記載内容が重複する資格証明書の取得を義務付けており、必要性の乏しい証明書の取得を求めているもの | 183 |
| 表Ⅱ－３－(2)－⑥－a | 受検者数が継続して少なくなっている資格について、その社会的必要性を勘案し、統廃合を検討しているが、更なる見直しを行う余地があると考えられるもの | 186 |
| 表Ⅱ－３－(2)－⑥－b | 試験事業の効率化を図る観点から、類似するとみられる他の資格との事務の共通化を行うことなどについて検討を行う必要があると考えられるもの | 189 |

(3) 利用者への配慮

| | | |
|----------------|--|-----|
| 表Ⅱ－３－(3)－① | 受験者の業務の繁忙期に試験日を設定しているため、毎年、受験を申し込んだ多くの者が受験を辞退しているもの | 191 |
| 表Ⅱ－３－(3)－イ | 受講者の技能等を考慮した受講科目の免除により、受講カリキュラムに大きな空きが生じ、特に遠方からの受講者に不要な滞在費の出費などの負担が発生し、受講者への配慮に欠けているもの | 192 |
| 表Ⅱ－３－(3)－③－i) | 検査件数等に応じて手数料等の割引を行うこととしているにもかかわらず、申請者に対しては、その具体的な割引条件や割引額を明らかにせず、標準的な手数料等のみを示すにとどまっているため、申請者が割引制度の内容を把握することができないもの | 193 |
| 表Ⅱ－３－(3)－③－ii) | 検査の種類ごとに標準的な手数料等及び最大割引額が示されているが、具体的な割引条件等が不明確となっているほか、手数料等の全額が無料になると利用者が誤解するおそれのある料金表示等を行っているもの | 194 |
| 表Ⅱ－３－(3)－④－a | 法令等では必ずしも義務付けられていない講習の受講や資格者名簿への登録について、資格の取得等のために必須であるかのような情報をインターネット等に掲載しているもの | 196 |
| 表Ⅱ－３－(3)－④－b | 法令等では必ずしも義務付けられていない講習の受講や資格者名簿への登録について、資格の取得等のために必須であるかのような情報をインターネット等に掲載しているもの | 197 |
| 表Ⅱ－３－(3)－⑤ | 試験問題及び解答の公開状況 | 199 |

4 指導監督の徹底

| | | |
|--------|--|-----|
| 表Ⅱ－４－① | 行政委託型法人等の総点検の推進について（平成10年12月4日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）〈抜粋〉 | 204 |
| 表Ⅱ－４－② | 公益法人の指導監督体制の充実等について（平成13年2月9日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）〈抜粋〉 | 205 |
| 表Ⅱ－４－③ | 立入検査の実施状況 | 206 |
| 表Ⅱ－４－④ | 検査検定・資格制度の実施における利用者の負担軽減に向けた自主点検事項（「自己点検表」） | 207 |